

厚生労働行政推進調査事業費補助金
(地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業)
分担研究報告書

日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究
「台湾における外国人受け入れの動向と影響」

研究分担者 中川雅貴 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

高齢化が進む東アジアにおける国際人口移動の動向と影響について、東アジア各国・地域の中でいち早く外国人労働者の受け入れ政策を整備した台湾のケースを対象に、受け入れ政策の背景と変遷および外国人人口の動向と影響に関する検討を行った。分析に際しては、台湾行政院による公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・分析のサーベイを行った。

検討の結果確認された点は以下のとおりである。①台湾における外国人人口は、主に「二国間協定に基づいて受け入れられた外国人労働者(外籍労工)」「高度人材」「国際結婚による外国籍配偶者」「その他(留学生等)」に分類され、このうち「外籍労工」が全体の約70%を占める、②外国人人口に関する主な公的統計は人口センサス、登録外国人統計、戸籍統計、外国人労働者統計であるが、とくに中国本土の国籍をもつ人口が含まれるかどうかによって、各統計でカバーされている対象が異なる、③現在に至る外国人労働者受け入れの基本的枠組みは1992年に施行された雇用サービス法によって規定されており、外国人労働者の規模は2000年代に横ばいが続いた後、2010年以降再び増加傾向を続けている、④1990年代後半以降、看護・介護労働分野で就労する外国人の規模が増加したが、2010年以降は製造業のシェアが再び増加傾向にある、⑤国際結婚の新規登録件数は、その審査の厳格化により2000年代半ばに急速に減少した後は横ばいが続く、⑥外国人女性の出生が総出生数に占める割合は2000年代以降ほぼ10%で推移しており、国際結婚による外国人配偶者(女性)の割合を考慮すると、台湾においては外国人女性の出生力が相対的に高いとは言えない。

なお、外国人の受け入れによる人口学的影響については、欧米の移民受け入れ国において移民労働者の増加と受け入れ国の女性の出生力の変化を関連付ける分析結果も報告されており、介護・看護というドメスティックな領域での外国人の活用が進んだ台湾においても、こうした間接的な効果を検証することの必要性が示唆された。

A. 研究目的

本研究の目的は、東アジアにおける少子

高齢化の実態と対応について、国際人口移

動との関連および外国人受け入れによる影

響の視点から検討を進めることである。今年度は、東アジア各国・地域の中でいち早く外国人労働者の受け入れ政策を整備・拡大した台湾のケースを対象に、受け入れ政策の背景と変遷およびその影響について検討を行った。加えて、国際結婚による外国人の受け入れについて、その動向および人口学的影響についての検討を行った。

B. 研究方法

分析に際しては、台湾行政院が公表する公的統計の二次的分析に加えて、関連する学術研究・分析のサーベイを行った。分析に用いた公的統計は、人口センサス（行政院主計処）、登録外国人統計（内政部移民署）、戸籍統計（内政部戸政司）、外国人労働者統計（労働部労働力発展署）であり、すべてインターネット上でオンライン公開されている統計資料である。関連する学術研究・分析のサーベイについては、主に英語文献を対象とした。

（倫理面への配慮）

本分析は、公表済みの統計資料・文献を用いるため、倫理審査に該当する事項はない。

C. 研究結果

検討の結果確認された点は以下のとおりである。

①台湾における外国人人口は、主に「二国間協定に基づいて受け入れられた外国人労働者（外籍勞工）」「高度人材」「国際結婚による外国籍配偶者」「その他（留学生等）」に分類され、このうち「外籍勞工」が全体の約70%（約70万人）を占める。

②外国人人口に関する主な公的統計は人口センサス、登録外国人統計、戸籍統計、

外国人労働者統計であるが、とくに中国本土（香港・マカオを含む）の国籍をもつ人口が含まれるかどうかによって、各統計でカバーされている対象が異なる。内政部移民署による登録外国人統計では、これら中国大陸籍の人口が含まれないために、とくに国際結婚による外国籍配偶者人口のストックおよびその推移を精確に把握することが困難となっている。

③外国人労働者受け入れの基本的枠組みは1992年に施行された雇用サービス法によって規定されている。外国人労働者の規模は2000年代に横ばいが続いた後、2010年以降再び増加傾向を続けており、とくにインドネシア・ベトナムからの労働者の受け入れ増加が顕著である。

④外国人労働者の産業部門別内訳をみると、1990年代後半以降、看護・介護労働分野で就労する外国人が増加したが、2010年以降は製造業のシェアが再び増加傾向にある。

⑤国際結婚の新規登録件数は、2004年に配偶者ビザの発給および国際結婚の受理に係る審査が厳格化された影響により、2000年代半ばに急速に減少した後は横ばいが続く。台湾における年間の結婚登録数に占める割合は14～16%で推移している。

⑥外国人女性の出生が総出生数に占める割合は2000年代以降ほぼ10%で推移しており、国際結婚による外国人配偶者（女性）の割合を考慮すると、台湾においては外国人女性の出生力が相対的に高いとは言えない。

D. 考察

1990年代初頭における台湾の外国人労働者受け入れ政策の背景として、1980年代後半以降、労働力不足に起因した不法就労

外国人問題が顕在化しており、これは同時期の日本の経験に類似する状況と言える。1990年代後半以降の看護・介護労働分野における外国人労働者の増加、2010年以降の外国人労働者の増加局面における製造業のシェアの増加は、台湾における外国人労働者の受け入れが産業構造や人口動向を反映した労働需要に応じて変化していることを示している。また、外国人女性の出生率が相対的に低いことに加えて、台湾における外国人の約70%が、定住・永住を前提としていない外国人労働者によって占められていることから、外国人の増加による人口再生産（とくに出生）への影響は限定的であると言える。この点も、近年の日本における状況と類似している。

E. 結論

台湾においては、「東南アジア諸国との二国間協定に依拠した民間仲介業者を介したリクルート」「定住・永住を目的としない外国人労働者の受け入れ」「雇用主に対する労働市場テストの義務化」といった外国人受け入れ政策のコアとなる枠組みが1990年代初頭にはいち早く確立され、基本的にはこのフレームワークによる受け入れが現在も続いているという点において、東アジアにおける外国人労働者受け入れ制度の先行的なケースであると位置づけられる。また、受け入れの対象となる分野が漸進的に拡大され、外国人労働者の構成も産業構造や人口動向を反映した労働需要に応じて変化しているという点においても、日本における今後の政策にとって重要な示唆を含んでいる。

外国人の受け入れによる人口学的影響については、欧米の移民受け入れ国において移民労働者の増加と受け入れ国の女性の出

生力の変化を関連付ける分析結果も報告されており、介護・看護というドメスティックな領域での外国人の活用が進んだ台湾においても、こうした間接的な効果を検証することの必要性が示唆される。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

台湾における外国人受け入れの動向と影響

中川雅貴

国立社会保障・人口問題研究所

1. 台湾における外国人人口の主な分類と統計

台湾における外国人人口は、主に、「外籍勞工」と呼ばれる二国間協定に基づく外国人労働者、いわゆる高度人材に位置づけられるその他の外国人労働者、国際結婚による外国籍配偶者、その他（留学生等）に分類される。それぞれの主な属性および規模は表1のとおりであり、このうち二国間協定に基づく外国人労働者（以下、特にことわりのない限り、単に「外国人労働者」とする）が2020年末時点で約70万人と最大のグループとなっている。

表1. 台湾における外国人人口の主な分類

分類	主な属性	規模 (2020年)
二国間協定に基づく外国人労働者 (外籍勞工)	<ul style="list-style-type: none">インドネシア・タイ・フィリピン、ベトナム、モンゴルとの二国間協定による受け入れ。主に製造業、介護・看護分野で就労。	約70万人 ^a
その他の外国人労働者 (高度人材)	<ul style="list-style-type: none">活動・資格に基づく就労許可。就労分野は、管理・専門職、教育・研究、投資・経営等。いわゆる高度人材。国籍別では日本人が最多	約3万人 ^a
国際結婚による外国籍配偶者	<ul style="list-style-type: none">年間の新規登録ベース（直近）では、男（夫）約6,000人、女（妻）約15,000人^b ※2000年代初頭がピーク妻の国籍は、中国本土と東南アジアが95%を占める。	約25～30万人 ^c
その他、留学生等	<ul style="list-style-type: none">移民局の統計には、中国本土からの留学生が含まれない。国籍別ではマレーシア、ベトナム、インドネシア、日本が主要グループ	約4万人 ^d

出所：

^a Workforce Development Agency, Ministry of Labor（労働部労働力発展署）

^b Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior（内政部戸政司）

^c Liaw et al. (2011); Chen (2012); Chu et al. (2019)

^d National Immigration Agency, Minister of the Interior（内政部移民署）

表2に記載のとおり、台湾における外国人人口のうち国際結婚による外国籍配偶者については、内政部移民署による登録外国人統計では中国本土（香港・マカオを含む）の国籍をもつ人口が含まれていないために、外国籍配偶者人口の全体的な規模を把握することが難しくなっている。内政部戸政司による戸籍統計では、これら中国本土（香港・マカオを含む）からの配偶者も含めた国際結婚の年間新規登録

者数が示されているものの、ストック数については不明のため、やはり外国籍配偶者人口の全体的な規模を把握することはできない。なお、内政部が 2003 年に実施した調査結果に基づいて推計した外国籍配偶者の規模は約 24 万人であり、これは 2010 年において「外国籍の配偶者」として把握された約 28 万人に近い水準となっている (Liaw et al. 2011)。

表 2. 台湾における外国人人口に関する統計

分類	主な属性
<p>人口センサス (Directorate-General of Budget, Account and Statistics : 行政院主計処)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年毎に実施。 ・ 「国籍」に関する設問。(※中国本土を含む) ・ 国籍別に公表されている集計項目： 地域 (県・市)、男女・年齢、就業 (産業) ・ 2010 年の外国籍人口： 562,000 人 ※外国籍の配偶者に関する集計 (再掲)： 286,000
<p>登録外国人統計 (National Immigration Agency, Minister of the Interior : 内政部移民署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移民局への在留届に基づく。 ・ 活動内容 (Occupation) に関する集計あり。 ・ 中国大陸 (香港・マカオを含む) 籍については、「外僑居留人」 (Foreign Residents) に含まれず。 ・ 2010 年末の登録外国人数： 418,000 人 ※2020 年末： 807,000 人
<p>戸籍統計 (Dept. of Household Registration Affairs, Minister of the Interior: 内政部戸政司)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際結婚 (外国籍の配偶者との婚姻) 新規登録件数を集計。 ※配偶者の国籍 (中国本土・香港・マカオを含む) ・ 「外国籍の配偶者」の登録累計 (2020 年末まで)： 565,000 人
<p>外国人労働者統計 (Workforce Development Agency, Ministry of Labor : 労働部労働力發展署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間協定に基づく外国人労働者 (外籍勞工) とその他の外国人労働者 (高度人材) を別に集計。

2. 台湾における外国人労働者受け入れ政策の背景と展開

1970 年代後半から 80 年代にかけて高度経済成長期においても、非専門職・非熟練労働分野における外国人労働者の雇用が認められていなかった台湾における外国人労働者問題は、1980 年代半ばになって不法就労外国人の増加というかたちで顕在化した¹。不法就労者の規模を正確に示す統計は存在しないが、1980 年代の半ばには約 10 万人以上の外国人が非専門職・非熟練労働分野で不法に就労していたとされ、その多くはインドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアといった東南アジア諸国から「観光

¹ 1980 年代まで、台湾において正規の就労目的滞在が許可されていたのは、多国籍企業あるいは教育・研究機関関係者などのいわゆる専門職労働者に限られていた。Tsay (2003) は、こうした外国人労働者が、1960 年代初頭に約 5,000 人、1980 年代半ばには約 20,000 人いたとしている。

ビザ」で入国し、主に建設業や製造業といった労働力不足が深刻化する産業分野で雇用されていた (Seyla 1992; Tsay 1995)。

こうした状況の中、依然として非専門職・非熟練労働分野における雇用を認めないという立場を堅持していた行政院当局の方針は、公共事業における建設労働者の確保が困難となったことにより、1980年代末に大きく転換されることになる。1989年10月、行政院勞工委員会 (Council of Labour Affairs) は行政府が発注した14の公共事業における建設労働分野への外国人労働者の就労を許可した。この決定は、台湾の労働市場が非専門職・非熟練労働分野における外国人労働者の就労に対して初めて開放されたという意味において画期的な転換点であったと言えるが、行政院当局は「あくまでも特例的な対応」という立場を堅持していた (Chan 1999)。しかしながら、1991年には外国人労働者の雇用認可対象分野が繊維産業や電機産業といった特定の製造業に拡大され、外国人労働者雇用およびその手続きに関する規定を定めた「雇用法」 (Employment Service Act) が1992年5月に施行されたことにより、台湾における非専門職・非熟練労働分野への外国人労働者の受け入れは本格的に制度化されることになった。また、この「雇用法」の制定により、従来の建設業および製造業分野に加えて、家内労働・福祉サービス・農業分野においても外国人労働者の雇用が認められるようになった。「雇用法」によって定められた外国人労働者の雇用条件および滞在条件は、以下のように要約できる²。

【雇用条件】

- ・ 外国人労働者は、国内労働力供給を補完する目的においてのみ受け入れ、この原則を担保するために、就労部門・職種ごとの割り当て上限数を厳格に定めるとともに、個別の事業体にたいしては、全雇用者数の30%の規模を超えない範囲での外国人労働者の雇用を認可する。
- ・ 外国人労働者の雇用認可を求める雇用主は、当該部門および職種において労働力不足が発生し、事業を維持・拡大および効率化するうえでの深刻な障害になっているという事実を、当局にたいして明確に示す必要がある。
- ・ 外国人労働者の最低賃金水準は、当局によって決定および監視される。
- ・ 外国人労働者の雇用により台湾経済の産業構造高度化が遅延および阻害されていると判断された場合には、外国人労働者の受け入れを直ちに停止する。

【滞在条件】

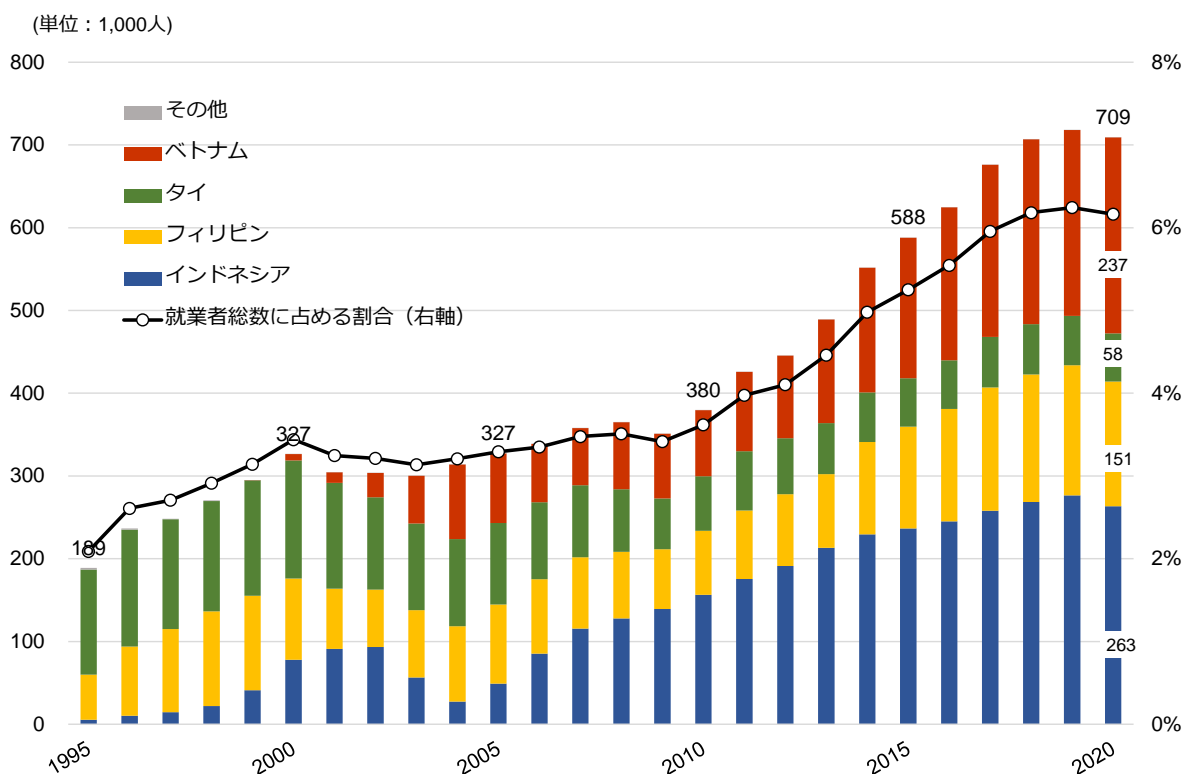
- ・ 雇用主および就労業務内容の変更は、原則として認められない。
- ・ 外国人労働者は「一時的滞在就労者」としてのみ受け入れられ、原則として、その滞在期間が2年を超えることができない。雇用主による所定の手続きを経たうえで、行政府当局によってその必要性・妥当性が認められた場合にのみ、最大で1年間の滞在延長が認められる。
- ・ 外国人労働者が本国から家族を呼び寄せることはできない。

1992年の「雇用法」で定められた雇用条件および滞在条件のうち、台湾における就労期間 (累計) の上限については、その後の改訂により12年にまで延長されているが、東南アジア諸国との二国間協定に依拠した民間仲介業者を介したリクルートシステムに加えて、「雇用主に対する労働市場テスト」「定住・永住を目的としない受け入れ」が、台湾における外国人労働者受け入れ制度の根幹をなすフレームワークとして、今日に至るまで維持されている。

² Lee (2002) および Chan (1999) に基づいて要約。

3. 台湾における外国人労働者の推移

1992年の「雇用法」施行以降、東南アジア各国との二国間協定によって受け入れられた外国人労働者の規模は1990年代後半にかけて一貫して増加した後、2000年代の横ばいを経て、2010年以降は再び増加を続けている。2020年末時点で、こうした外国人労働者の規模は70万人を超え、全就業者数に占める割合は6%となっている（図1）。



注：二国間協定に基づく外国人雇用許可制度によって受け入れられた労働者（外籍勞工）に限る。
各年末の登録者数。

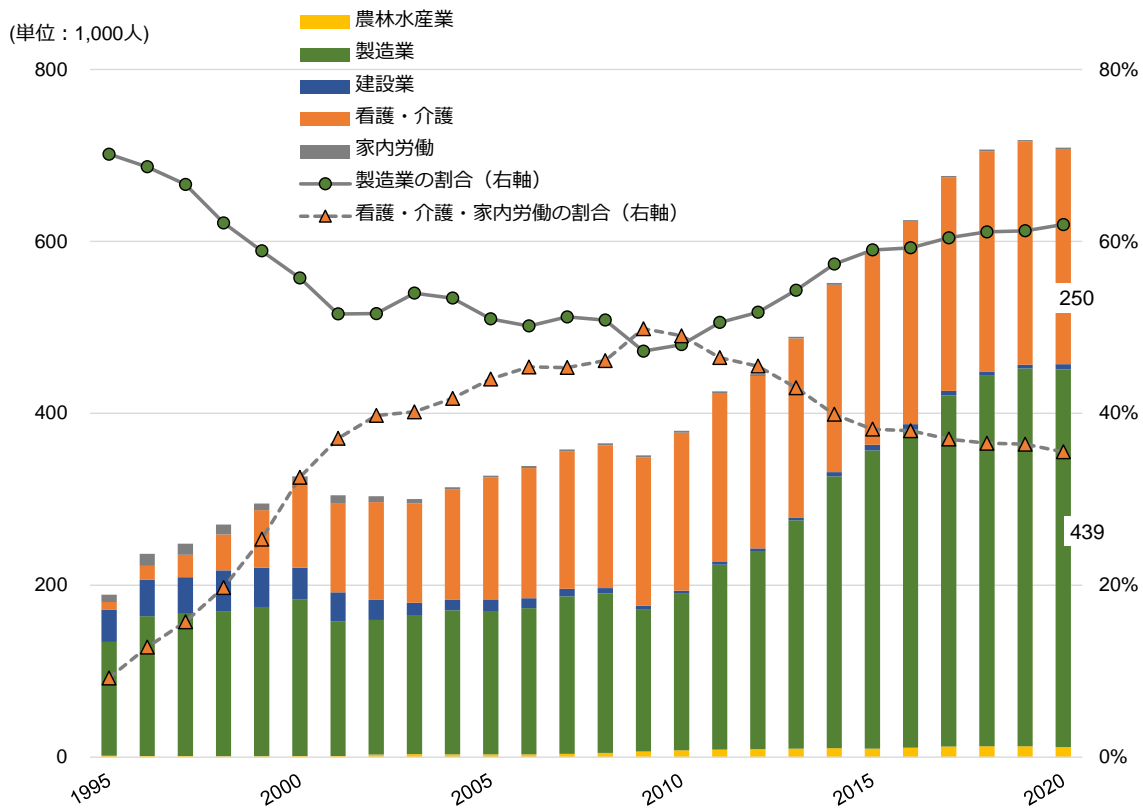
出所：Workforce Development Agency, Ministry of Labor（労働部労働力發展署）

図1. 台湾における外国人労働者の国籍別構成：1995～2020年

外国人労働者の国籍別内訳をみると、1990年代前半の「雇用法」施行直後は、タイ人が全体の約7割、フィリピン人と併せて95%を占めた。2000年代以降は、これら2か国からの労働者数の割合が減少する一方で、インドネシア、フィリピンからの労働者受け入れが拡大している。2020年末時点において最も多いのはインドネシア人労働者の26.3万人であり、次いでベトナムの23.7万人となっている。

産業部門別の構成をみると、1990年代半ばに70%を超えていた製造業のシェアは、2000年代にかけて低下を続ける一方で、看護・介護分野における外国人労働者の雇用が1990年代後半に急速に拡大した。介護・看護分野における外国人労働者は、2000年以降の20年間で1.5倍の規模に増加しており、2009年～10年にかけては製造業のシェアを一時的に上回るものの、2010年以降は再び製造業のシェ

アが拡大を続けている。2020 年末で、製造業で雇用されている外国人労働者数は約 44 万人、介護・看護分野では 25 万人であり、これら二業種で台湾における外国人労働者の 97%を占めている。



注：二国間協定に基づく外国人雇用許可制度によって受け入れられた労働者（外籍勞工）に限る。各年末の登録者数。

出所：Workforce Development Agency, Ministry of Labor（労働部労働力発展署）

図 2. 台湾における外国人労働者の産業部門別構成：1995～2020 年

なお、1990 年代から 2000 年代にかけて介護・看護分野における外国人労働者数が増加する一方で、製造業分野における外国人労働者数が横ばいとなった要因として、台湾の製造業における外国人労働者雇用の重心が、繊維産業をはじめとする従来の方集約的部門から輸出向けハイテク産業部門に移行したことが指摘されている (Lee 2002)。また、介護・看護分野の外国人労働者については、統計上は「居宅介護」（家庭看護工）が 90%以上を占めるが、高齢者施設等において雇用主（施設入居の高齢者及びその家族）が居宅介護ヘルパーを居室で住み込む形態で雇い入れるケースも多くみられるなど、雇用形態が多様化しており、「居宅介護」が必ずしも個人の家庭内でのケア労働を意味するわけではない点については留意が必要である (宮本 2015)。

その他、台湾における外国人労働者の雇用構造の特徴として、産業部門別の分布が国籍によって顕著に異なるという点が挙げられる (表 3)。最大のグループであるインドネシア人労働者は、その 75%が女性に占められており、就業部門についても介護・看護・家内労働分野のシェアが 70%を超えている。フィリピン人労働者については、インドネシア人労働者と同様に女性の割合が比較的大きいが、産業部

門別では製造業の割合が約 80%を占めている。タイ人労働者については、製造業分野で就労する男性が大半を占め、ベトナム人労働者についても同様の傾向がみられる。

表 3. 台湾における外国人労働者の国籍別、就業分野の分布：2020 年

(%)	インドネシア	フィリピン	タイ	ベトナム
農林水産業	3.2	1.0	0.1	0.8
製造業	23.7	79.9	91.9	85.9
建設業	0.2	0.1	7.3	0.6
看護・介護・家内労働	72.9	19.0	0.7	12.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0
総数	261,602	150,376	58,252	239,616
(女性の割合、%)	(75.4)	(60.7)	(16.5)	(34.8)

注：二国間協定に基づく外国人雇用許可制度によって受け入れられた労働者（外籍勞工）に限る。

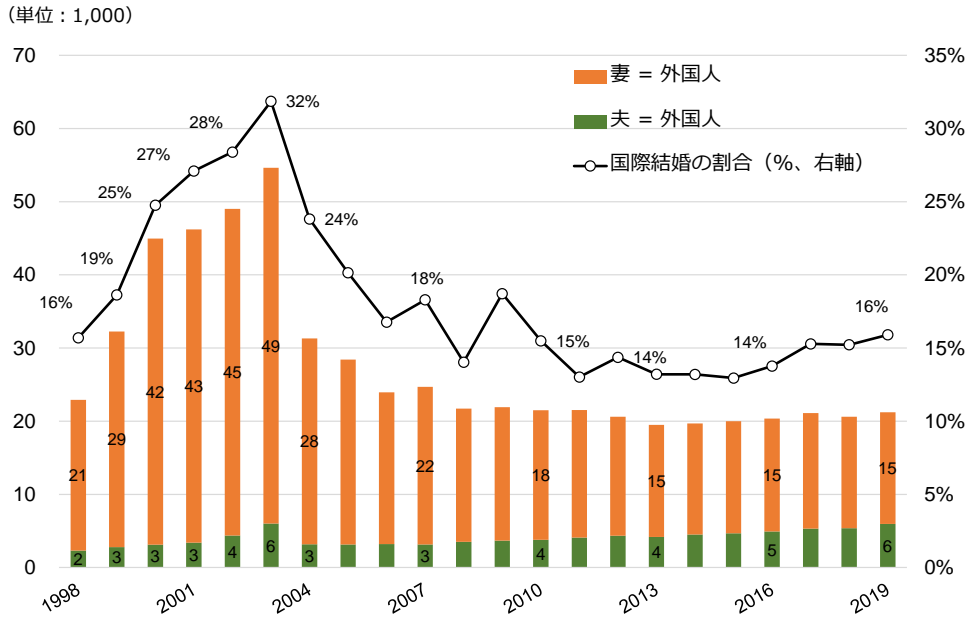
出所：Workforce Development Agency, Ministry of Labor（労働部労働力発展署）

4. 台湾における国際結婚の動向とその影響

台湾における国際結婚は、2000 年代前半までは妻が外国人のケースが 90%以上を占め、その新規登録件数も年間 5 万件近くにまで増加したが、2004 年に配偶者ビザの発給および国際結婚の受理に係る審査が厳格化された影響により、2000 年代半ばには急速に減少した。近年では、台湾における国際結婚の新規登録数は年間約 2 万件、台湾全体の結婚に占める割合は 14～16%、そのうち妻が外国人のケースは約 70%で推移している（図 3）。

国際結婚による外国籍配偶者の国籍別構成をみると、女性（妻）については、2000 年代初頭までは中国本土（香港・マカオを含む）出身者が 6 割以上を占めていたが、その割合は低下傾向にあり、近年では東南アジア出身者の割合が増加している（図 4）。外国籍の妻における東南アジアの内訳をみると、そのうち 65%がベトナム人女性で、インドネシア 9、フィリピン 6%となっている。一方、男性（夫）については、中国本土（香港・マカオを含む）以外が全体の 70%以上を占めており、東南アジア諸国に加えて、日本やアメリカといった先進国出身の配偶者の割合も比較的高くなっている。

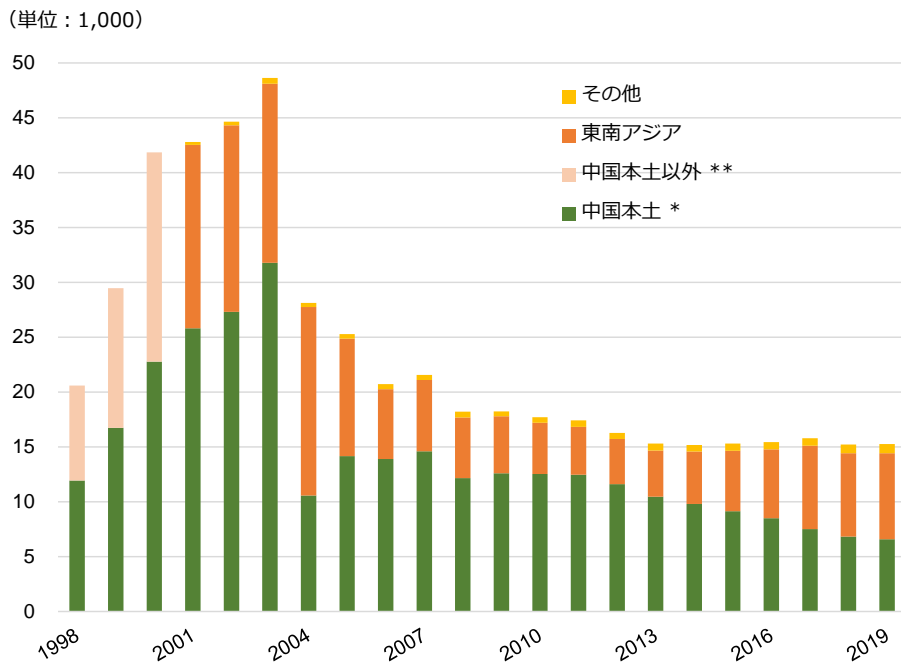
外国人女性の出生が台湾の総出生数に占める割合は、1990 年代末～2000 年代初頭には 10%～14%、2000 年代半ば以降はほぼ 10%で推移している（Wang & Belanger 2008；Liaw et al. 2011；Chen 2012）。台湾の結婚総数に占める国際結婚の割合を考慮すると、外国人女性の出生力が相対的に高いとは言えず、これについては、配偶者（台湾人男性）との年齢差、国際結婚カップルにおける比較的高い離婚率に加えて、とりわけ本土出身（中国籍）の女性において出生率が低いことが要因として指摘されている（Liaw et al. 2011；Chen 2012）。



注：夫・妻いずれも外国人のケースは含まない。

出所：Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior (内政部戸政司)

図 3. 台湾における国際結婚の動向：1998～2019 年



* 香港・マカオを含む。 ** 2000 年以前は「中国本土以外」の内訳不明。

出所：Department of Household Registration Affairs, Minister of the Interior (内政部戸政司)

図 4. 台湾における外国籍配偶者（妻）の国籍別構成：1998～2019 年

外国人女性の出生率が相対的に低いことに加えて、台湾における外国人の約70%が定住・永住を前提としていない外国人労働者によって占められていることを考慮すると、外国人の増加による人口再生産（とくに出生）への影響は限定的であると言える。この点は、近年の日本においても類似する状況がみられる。ただし、外国人の受け入れによる人口学的影響については、欧米の移民受け入れ国において移民労働者の増加と受け入れ国の女性の出生力の変化を関連付ける分析結果も報告されており（Furtado 2015; Cortés and Tessada 2011）、介護・看護というドメスティックな領域での外国人の活用が進んだ台湾においても、こうした間接的な効果を検証する必要があると考えられる。

参考文献

- Chan, Raymond (1999) "Taiwan's Policy Towards Foreign Workers", *Journal of Contemporary Asia* 29(3): 383-400.
- Chen, Yu-Hua (2012) "Trends in Low Fertility and Policy Responses in Taiwan", *The Japanese Journal of Population* 10(1): 78-88.
- Chu, Feng-Yuan; Chang, Hsiao-Ting; Shih, Chung-Liang; Jeng, Cherng-Jye; Chen, Tzeng-Ji; Lee, Wui-Chiang (2019) "Factors Associated with Access of Marital Migrants and Migrant Workers to Healthcare in Taiwan: A Questionnaire Survey with Quantitative Analysis", *International Journal of Environmental Research and Public Health* 16: 2830.
- Cortés, Patricia and Tessada, José (2011) "Low-Skilled Immigration and the Labor Supply of Highly Skilled Women", *American Economic Journal: Applied Economics* 3: 88-123.
- Furtado, Delia (2016) "Fertility Responses of High-Skilled Native Women to Immigrant Inflows", *Demography* 53: 27-53.
- Lee, Joseph (2002) "The Role of Low-Skilled Foreign Workers in the Process of Taiwan's Economic Development" in Debrah, Y. A. (ed.), *Migrant Workers in Pacific Asia*, International Specialized Book Service, pp.41-66.
- Liaw, Kao-Lee; Lin, Ji-Ping; Liu Chien-Chia (2011) "Reproductive Contributions of Taiwan's Foreign Wives from the Top Five Source Countries", *Demographic Research* 24: 633-670.
- Selya, Mark (1992) "Illegal Migration in Taiwan: A Preliminary Overview", *International Migration Review* 26(3): 787-805.
- Tsay, Ching-lung (1995) "Taiwan" *ASEAN Economic Bulletin* (Special Issue on Labour Migration in Asia) 12(2): 175-190.
- Tsay, Ching-lung (2003) "International Labour Migration and Foreign Direct Investment in East Asian Development: Taiwan as Compared with Japan" in Hayase, Y. (ed.), *International Migration in APEC Member Economies: Its Relations with Trade, Investment and Economic Development*, Institute of Developing Economies: IDE-JETRO.
- Wang, Hong-Zen and Belanger, Belanger (2008) "Taiwanizing Female Immigrant Spouses and Materializing Differential Citizenship", *Citizenship Studies* 12(1): 91-106.
- 宮本義信 (2015) 「台湾の介護を担う東南アジアからの出稼ぎ労働者たち」『同志社女子大学総合文化研究所紀要』第32巻, pp. 54-70.